

【 公印省略 】

3 苧教総第1266号  
令和3年9月1日

保 護 者 各 位

苧 田 町 教 育 委 員 会  
教 育 長 井 上 三 津 子

### 学校教育活動におけるSNS等を利用した児童生徒への連絡について

日頃から、本町の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、学校からの児童生徒及び保護者の方への連絡は、校内での対面、文書の配布、公用電話、学校ホームページへの掲載又は保護者の方へ一斉送信する電子メールによることを基本としていますが、近年、教職員と児童生徒・保護者との間の連絡手段として、LINE等のソーシャルネットワーキングサービスや電子メール（以下「SNS等」という。）が利用される場合も出てきました。

しかしながら、教職員と児童生徒とのSNS等による不適切なやり取りが行われた事例が文部科学省へ多数報告され、文部科学省は各都道府県に対し、児童生徒との私的なSNS等のやり取りを禁止し、業務上必要な場合であってもその取扱いを明確化するよう通知しました。

このことを踏まえ、本町においては本県教育委員会の対応方針に準じ、裏面のとおり対応方針を定めましたので、お知らせします。

保護者各位におかれましては児童生徒へ御指導いただくとともに、本町の対応について御理解、御協力のほど、よろしく申し上げます。

# 学校教育活動におけるSNS等利用に関する基本方針

苅田町教育委員会

- SNS等(注1)を利用して児童生徒へ業務上必要な連絡を行う必要がある場合(部活動指導上の簡易な連絡など)は、学校管理下(あらかじめ校長の許可を得た個人のアカウント等)においてのみ行います。

(注1)「SNS等」とは、ソーシャルネットワーキングサービス(LINE、Twitter等)や電子メール等、インターネットを介して個人間でメッセージの送受信を行うことのできるサービスをいいます。

- ※ SNS等を利用して連絡を行う必要があると校長が許可した場合のみ、児童生徒の個人アカウント等を収集します。収集に当たっては、児童生徒本人及び保護者の同意を得ることとします。(保護者の個人アカウント等の収集についても、校長の許可が必要です。)
- ※ 収集した個人アカウント等の情報は外部に流出させることがないように、厳正な管理を徹底し、必要がなくなった場合は確実に削除します。
- ※ 連絡内容は他の教職員と共有し、児童生徒との1対1でのやり取りは行いません。
- ※ SNS等に限らず電話等も含め、児童生徒に対して業務上必要のない私的な内容の連絡は行いません。
- ※ 送受信する時間帯は良識に照らし配慮します。
- ※ 児童生徒からのSNSによる相談等については、個々の事案の内容や児童生徒の特性等に応じ、適切に対応します。

- 学校や教職員個人がSNS等により情報発信する場合は、福岡県教育委員会ソーシャルメディア利用ガイドラインに従います。

福岡県教育委員会ソーシャルメディア利用ガイドライン(抜粋)

#### 4 基本原則

- (1) 職員としての自覚と責任を持って、地方公務員法その他の関係法令及び職員の服務に関する規程等を遵守しなければならない。
- (2) 著作権、個人情報保護などに関する法令を遵守し、他者の権利を侵害することがないように十分に留意しなければならない。
- (3) 正確な情報の発信に努め、その内容について誤解を招かないよう留意しなければならない。
- (4) 発信した情報により、意図せず他人を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応するよう努めなければならない。
- (5) 発信した情報に対し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応するよう努めなければならない。
- (6) 一度ネットワーク上に公開された情報は、完全には削除できないことを理解しておかなければならない。

#### 5 禁止事項

次に掲げる内容を含む情報を発信してはならない。

- (1)法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2)他者を侮辱又は非難するもの
- (3)人種、信条、性別、社会的身分、門地等について差別し、又は差別を助長させるもの
- (4)虚偽又は事実と異なるもの
- (5)本県又は本県と利害関係にある者若しくは団体の秘密に関するもの
- (6)本県の権利を侵害する情報や、正当な理由なく他者の権利を侵害するもの
- (7)意思形成過程におけるもの(検討中の素案(県民に広く意見を求める場合を除く。)、それに対する個人的な意見など)
- (8)本県の信用を失墜させるおそれのあるもの
- (9)その他公序良俗に反するもの